

盛岡広域振興局長告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和7年8月5日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1（1） 道路の種類 県道
- （2） 路線名 不動盛岡線
- （3） 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡矢巾町大字上矢次第3地割85番2地先から大字煙山第17地割61番2地先まで	新	B 48.9～19.0 m	m 321.3
	旧	A 17.0～14.5	338.8
		B 48.9～19.0	321.3

- （4） 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 令和7年8月5日から同年9月5日まで

- 2（1） 道路の種類 県道
- （2） 路線名 盛岡滝沢線
- （3） 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
滝沢市鶴飼年毛225番3地先から鶴飼八人打39番2地先まで	新	m 33.2～19.3	m 654.5
	旧	48.7～19.3	654.5

- （4） 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 令和7年8月5日から同年9月5日まで